

日本国憲法と日本宣教

JEA 社会委員会委員 村瀬 俊夫

こんなテーマを考えたことがあるか。このテーマをどれだけ身近に感じているか。

考えたことがなければ、今しっかり考えてほしいし、これからもずっと真剣に考え続けてほしい。身近に感じていなかったならば、この分科会を期して身近に感じるようになってほしい。また、日本宣教のことを別にしても、日ごろの生活の中で日本国憲法が身近に感じられるようになってほしい。聖書と同等にとまでは言わなくても、それに近いレベルで憲法が身近に感じられるように、憲法を読んだり学んだりする機会が多くなることを願っている。お奨めしたい本は、西川重則著『わたしたちの憲法——前文から第 103 条まで』（いのちのことば社、本体価格 1,000 円）である。講談社学術文庫の『日本国憲法』なども手元においてほしい。

日本国憲法と日本宣教とのかかわりは密接なものがある。福音宣教が日本国において実施され、推進され、展開されるために、日本国憲法はそのため必要な望ましい自由の環境を限りなく保障してくれている。日本国憲法は戦後の日本宣教のために大きな味方であったし、それゆえに神からのすばらしい贈り物でもあった。そのことに戦後日本の教会とキリスト者は、どれほど思いを致してきたか。そのことをしかと認識し、その恵みに応える歩みをしてきたか。私は、そのことが本当に乏しかったことに気づかされ、内心忸怩(じくじ)たるものがある。そのような思いを共有することができたら、まずはうれしい。

どうして日本国憲法が保障する自由、特に思想・良心・信教の自由のありがたみを、戦後日本の教会とキリスト者は、十分に認識し、玩味することができなかつたのか。私は、戦後日本の教会とキリスト者が戦前・戦中にしてきたことを深く吟味・検証し、徹底的に反省することに欠けていたからだと思う。そのような吟味・検証・反省の上に戦後日本における教会の新しい歩みが始められていたなら、戦後日本の教会は、日本国憲法を神からのすばらしい贈り物として感謝して受け、聖書に導かれるだけでなく、憲法にも導かれて福音宣教をもっと効果的に推進・展開することができたであろう。でも残念ながら、そうはならなかつた。この点の吟味・検証・反省を怠らないことも重要である。

アジア太平洋戦争下の日本の教会は、天皇制ファシズムに抵抗するすべを失っていた。思想・良心・信教の自由を奪われ、第一戒を告白する自由も失い、天皇を現人神とする国家神道に屈服し、神社は宗教にあらずとの見解に妥協し、神社参拝や宮城遥拝を国民儀礼の名の下に受け入れた。さらに、それを植民地下の朝鮮や台湾、そして東南アジアの占領地にまで及ぼした。それとともに、中国や東南アジアへの侵略戦争をも積極的に支持し、それに涙ぐましいほど協力した。それに逆らう自由など全くなき、逆らうなら弾圧を免れなかつた。朝鮮では、神社参拝を第一戒違反のゆえに拒否し、投獄された牧師たちが 200 名以上もあり、そのうち 50 名ほどの殉教者を出している。

戦後日本の教会とキリスト者は、戦時下の行為を吟味・検証・反省することなく、戦時下の指導者たちがそのまま戦後も指導者として居座る形で歩みだした。そのため戦時下の教会やキリスト者の戦争責任は不問に付された。1944 年復活節の日付で日本基督教団統理名で出された『日本基督教団より大東亜共栄圏に在る基督教徒に贈る書翰』のことは、闇に葬り去られていた。戦後日本の教会が戦争責任の罪責を最初に公に告白した文書は、『第二次世界大戦下における日本基督教団の責任についての告白』で、それが 1967 年復活主日に日本基督教団議長名で出されたのは、前述の『書翰』を取り消す意味が込められていたと言われる。『書翰』の存在が明るみに出され、戦責告白が出されたのは戦後 20 年余を経た時点においてである。余りにも遅すぎた。戦後日本の教会が日本国憲法に喜びを感じたのは確かであるが、その感じ方は通り一遍のものに過ぎなかつたように思われる。

もしそうでなかつたなら、戦時下の罪責を吟味・検証し、悔い改めと反省を真摯に果たしていたなら、日本国憲法

をどれほど大きな感激と感動をもって受けたことか。天皇制ファシズムから解放された主権在民・戦力及び戦争放棄の平和主義(成年男子に兵役の義務はなく、自衛隊は志願制である)、侵すことのできない永久の権利としての基本的人権を保障する憲法を、どれほどありがたく思ったことか。その感激・感動、ありがたみが身に滲みていたならば、キリストの福音を《解放と平和と自由の福音》として、聖霊による喜びと確信とをもって宣教することができたのではないだろうか。そして、もっと多くの日本人の心をキリストの福音に呼び寄せることができたのではないだろうか。

1990 年代からの改憲の動きの高まりとともに、日本におけるキリスト教の宣教は困難になり、教勢の停滞が見られる。1991 年1月に湾岸戦争が勃発、4月には自衛隊掃海艇がペルシャ湾へ出航。翌 1992 年6月、PKO(国連平和維持作戦)への参加は武力行使を伴わないので憲法が禁じる海外派兵ではないとの理解で、PKO協力法が成立。1996 年4月、冷戦後の安保の役割を再定義した日米安保共同宣言を発表。とみに戦時色を濃厚にしてきたアメリカの世界戦略に日本が組み込まれる形で、アメリカが日本周辺で事態(戦争)を起こした場合は、日本は同盟国として協力することを義務付けられた周辺事態法が、1999 年5月に成立した。日本国が戦争に巻き込まれる危険性は、いよいよ現実のものとなってきた。

この 1999 年は戦後日本の大きな曲がり角の年で、周辺事態法のほか8月 13 日まで延長した通常国会で、国旗・国歌法(9日)、通信傍受法と組織犯罪処罰法と改正住民基本台帳法(12 日)等が相次いで成立し、第9条を改悪し、基本的人権の保障を弱めようとする改憲への動きが次第にあらわになってきた。国旗への敬礼や国歌の斉唱は強制されるものではないと明言されいながら、実際の公立学校の現場では強制が行われている。その強制を、「愛国心」を盛り込むことで教育基本法の改正(改悪)によって徹底させようとする動きが、目下国会で進行中である。愛国心の評価が国旗・国歌で計られるなら、思想・良心・信教の自由は大きなダメージを受けることになる。ぜひ読んでほしい本がある。思想・良心・信教の自由研究会編『この国に思想・良心・信教の自由はあるのですか』(いのちのことば社、税込み定価 1,000 円)。

小泉首相の度重なる靖国神社参拝は、賛成の声がかなりあることが気になるが、明確に違憲行為である。その参拝を違憲行為ではないと解釈できるような第 20 条3項の改正(改悪)案が自民党新憲草案に示されている。靖国神社参拝は社会的儀礼だから、国民は愛国心の表明として靖国神社に参拝すべきであるという風潮になったら、どうするか。戦前と変わらない状況が再現されるわけで、日本におけるキリスト教の宣教は、さらに困難な状況に追い込まれる。それに耐えるだけの信仰と霊性が日本の教会とキリスト者にあるのだろうか。

今からでも遅くない。日本の教会とキリスト者は、戦時下の教会の罪責をしっかりと認識し、それを悔い改めるところから出直すべきである。新しい出発は、キリストにある罪の赦しと新しいいのちの付与、神の子とされた自由の喜びとともにある。その自由を保障している日本国憲法の恵みを深く味わい、聖書とともに憲法を誇り、「侵すことのできない永久の権利として」与えられている基本的人権の基礎と由来は、キリストの福音にあることを確信して、喜びと感謝をもって宣教に当たろう。それとともに憲法を改悪する動きが潮流のように高まる中で、それに押し流されることなく、改憲を阻止するため最善を尽くそう。そうしないなら、日本の教会とキリスト者は、戦時下の罪過を再び繰り返すことになるに違いない。そうならないためには、各自がキリストにあつて、今こそ為さねばならないことを為すことである。